

平成 2 2 年度 事業計画

平成 2 2 年 3 月 2 6 日
日本私立大学団体連合会

1. 私立大学の教育・研究の質的向上のための交流促進に関する事業

私立大学における教育・研究等の相互交流の促進を図ることによって、構成各団体加盟大学の質的向上に資する。

本年度は、全私立大学における教育・研究の質的向上を図るため、「私立大学における教育の質向上」の提案について可能なところから実現に努める。また、構成各団体間における交流について可能な範囲で逐次実施するとともに、その交流の一環として、財団法人私学研修福祉会が主催する「私立大学の教育・研究充実に関する研究会」の企画・運営に参画する。

2. 国の高等教育政策にかかわる私立大学の要請・統一見解決定に関する事業

私立大学振興の重要な課題に関しては、私立大学の統一見解をとりまとめ、その意向を、国の高等教育政策に十分反映させ、その実現に努める。

本年度は、中央教育審議会をはじめとする各種審議会の審議動向並びに政府・与党・関係諸機関の動向を注視しながら、これからの私立大学の存立・発展について検討し、積極的に提言等を行うなど、適切に対応する。

3. 私立大学に対する公財政支出のあり方及び要求の策定に関する事業

わが国高等教育機関の整備・充実こそが、国の存亡と発展のためには喫緊かつ不可欠の重要課題であるとの認識を踏まえ、私立大学に対する補助金の充実並びに税制の改善方策に関して適切に対処する。

また、科学技術創造立国・教育立国実現に向けた私立大学の果たす役割にかんがみ、公正な競争基盤確立の観点から、国の政策として公的資金の配分が公正かつ明確に位置づけられるよう対応する。

3-1 私立大学にかかわる補助金要求と実現活動

わが国の高等教育に対する公正な公費支出のあり方について検討するとともに、当面、私立大学の教育・研究の基盤整備及び活性化に必要な各種補助金の拡充等に努める。

本年度は、特に政府の私立大学に対する補助金額が拡充されるよう関係方面に早期に働きかける。併せて、現行の配分基準・方法についても、私立大学の質的向上の視点から関係機関と連携を図りながら対応する。

3-2 私立大学にかかわる税制改正要望と実現活動

私立大学にかかわる税制のあり方については、学校法人に対する現行優遇措置の維持・拡大に向けた運動を強力に展開する。

本年度は、私立大学に対する寄附文化の醸成並びに教育費の負担軽減を図るため、消費税問題をはじめとする税制上の諸方策を検討し、その改善に努める。

4. 私立大学における経営の充実・強化並びに管理運営の適正化の促進に関する事業

私立大学における厳しい経営環境にかんがみ、その経営の充実・強化策について総合的に検討を行う。また、管理運営の適正化は、その公共性において社会からも強く求められるものであり、積極的に促進すべきである。

本年度も文部科学省等における学校法人経営の充実・強化に関する諸問題についても引き続き注視しながら、適宜対応する。また、「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」等の周知徹底に努めるとともに、問題が生じた場合には適切に対応する。なお、国の行政改革・規制改革、並びに学校法人会計基準・情報公開等に関する諸問題についても情勢の変化を踏まえつつ対応する。

5. その他私立大学に共通する重要事項に関する事業

上記の事業のほか私立大学に共通する重要事項については、その都度検討し、対処する。

本年度は、就職問題、国際交流・協力問題、日本語教育問題等、継続的問題について引き続き対応する。また、大学評価問題、国立大学法人関連問題、地域・産学連携問題、生涯学習問題、環境問題、男女共同参画問題等の今日的な課題についても必要に応じて対応する。

[実施要領]

以上の事業は、役員会及び「高等教育改革委員会」、「公財政改革委員会」、「大学経営委員会」、「私立大学経営倫理委員会」、「就職問題委員会」、「国際交流委員会」、「日本語教育連絡協議会」のほか、必要に応じて役員会が設置する委員会等で対応する。また、委員会等を設置するまでもなく加盟団体間の意見調整が可能な問題については、事務局長・参与会、懇談会、連絡会等を適宜開催して対応する。

本年度は、特に私立大学の主張や私立大学に対する社会の正しい理解を得るとともに、国の高等教育政策及び私立大学を取り巻く諸課題について意見交換を行うため、報道各社との懇談会を適宜開催する。

なお、諸事業推進にあたっては、全私学連合等諸団体との連携を図りつつ効果的に対処する。